

印紙税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例について、その適用を受ける必要がなくなった場合の手続を定めることとする。(第12条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成30年4月1日から施行することとする。(附則関係)